

新型コロナウイルス感染対策に関する意見書

現在、世界各国をはじめ、国内全体で新型コロナウイルス感染者が増加の一途をたどり、国においては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、学校の臨時休業や大規模イベントの自粛要請、さらには国民に対し不要不急の外出を控える要請など、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしているところである。

については、本市議会としては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、行政と連携・協議を図り、全力を挙げ取り組んでいくのは当然のこと、国においては、緊急経済対策の迅速かつ着実な推進を図られるよう下記の事項により強く要望する。

記

1 感染の拡大防止について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談や問い合わせといった連絡先について、より一層の周知を図るとともに、感染リスクの拡散防止のため、国民に対し不要不急の外出の自粛を、繰り返し強く呼びかけること。
- (2) マスクや消毒用アルコールなど、感染の拡大防止に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。
- (3) 感染症の収束の見通しが立った後、将来における水際対策や検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者のトリアージ、関係機関との連携等の検証を行うとともに、それらを踏まえた上で、国、都道府県、市町村、医療機関（公立・民間）など相互の役割を明確にした体制を構築すること。

2 学校の臨時休業への対応について

- (1) 現在、小・中学校が臨時休業されている中、児童生徒への授業等についての方策を、国として指針・方策を示すこと。

- (2) 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等に対し、各自治体を実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- (3) 学校休業に伴い自治体が行う給食費の無償化や放課後児童クラブの保護者負担金の無償化等に係る財源については、全額国庫負担とし、当該クラブに対しても、適切な運用が図れるよう、財政措置等を講じること。
- (4) 「GIGAスクール構想」を強力に推進し、遠隔授業や在宅学習が可能となる環境を可及的速やかに整備・構築するため、市町村が前倒しで事業を実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

3 経済対策及びその強化策について

- (1) 国の責任のもと、休業した事業者や休業要請に応じた事業者等への損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受ける事業者に対する救済措置を講じること。
- (2) 地域経済への影響を最小限にとどめるため、中小事業者等への資金繰り対策を講じるとともに、金融機関に対し貸し渋り等を行わないよう、また、迅速に資金を提供できるように要請すること。
- (3) 地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政措置を講じること。また、特別定額給付金（仮称）の現金給付を行う際、市町村に過度な事務の負担が生じることのないよう極力事務の簡素化等について配慮すること。
- (4) 感染症の収束の見通しが立った後、大規模な景気回復対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月30日

大阪府阪南市議会